

行政中心の事業運営で本支援が定着した好事例 (沖縄県 北大東村)

<自動車リサイクル法施行前>

状況

- ・自動車リサイクル法施行前に島内で300台ほどあった放置車両を一斉撤去済
- ・その際、放置車両に関する条例の整備を行い、行政が放置車を撤去できる環境を整備
⇒条例化に伴い、問題意識を住民が持った
特に放置に対する意識が変化、教育現場でも、環境問題に対する意識が向上

課題

住民自ら引き渡しの段取りをし、本島引取業者へ引き渡すことが困難であった

支援事業開始に合わせ
行政が中心となった運用により、
事業を最大限に活用することとした

<離島対策支援事業実施後>

役場が中心となった運用を構築し、事業を定着させ、島内放置車両ゼロへ

ポイント

・役場内に、環境課(担当課)、港湾課があり、更に船会社についても第3セクターであるため、本事業についての関連部署が一堂に会し効率的に連携が取れることから、行政を中心とした運用を構築

【役割分担】

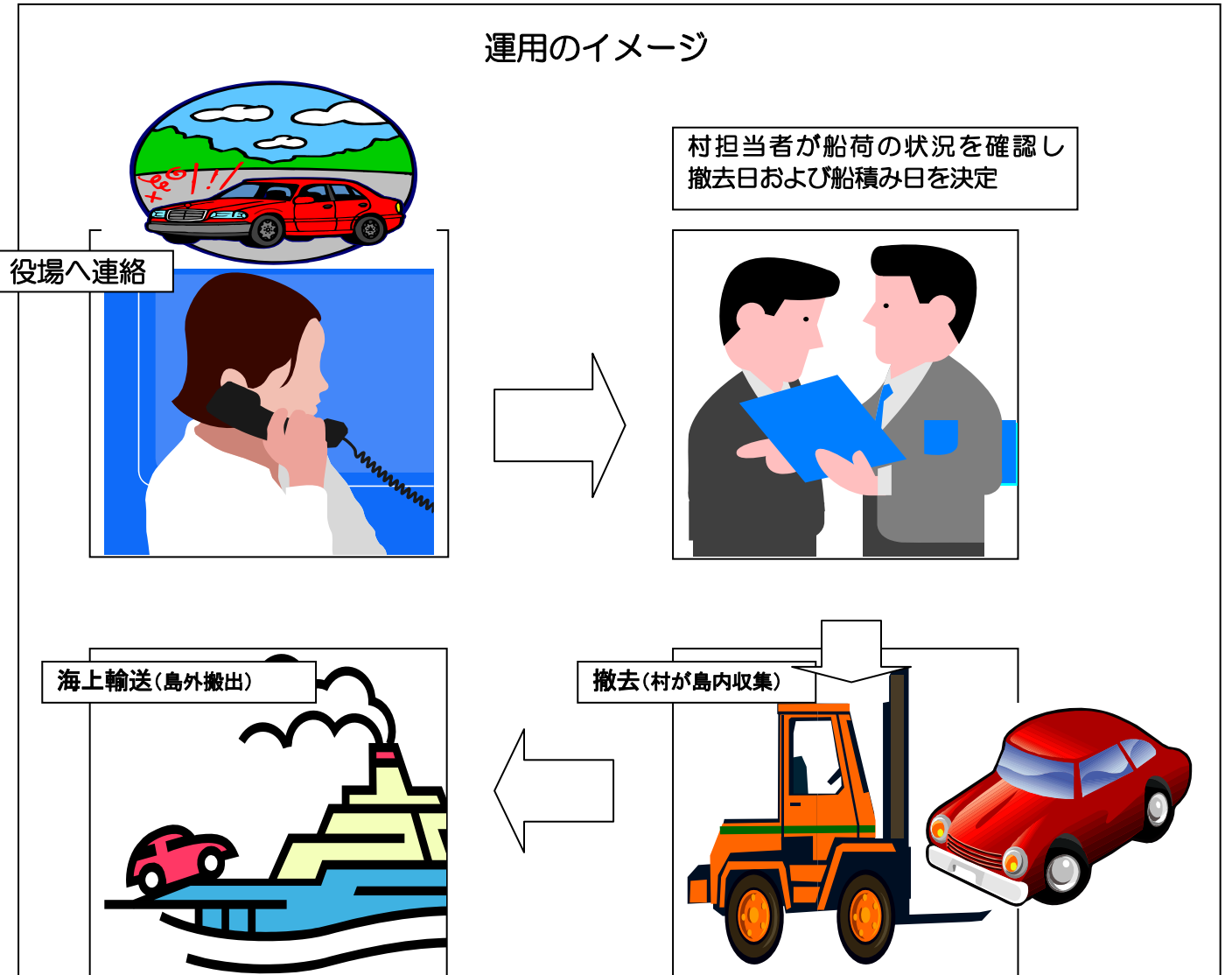
| | 村 | 住民 | 船会社および 港湾業者 | 本島引渡先業者 |
|-------------|----------------------------------|------------------------------|------------------------|-------------------------|
| 協力体制 | ・住民窓口の開設 ・事業周知徹底 | ・役場とのコミュニケーション ・住民⇒役場への連絡 | ・輸送費 低減 ・輸送スペース確保 | ・役場への協力 ・書類の円滑な処理 |
| 意識 | ・率先して行動 ⇒リサイクル啓蒙活動 ⇒行政サービス | ・ゴミゼロの意識向上 | ・積極的な支援 (島内に滞留させない) | ・村との恒久的な取引 ・効率的な事業運営 |
| 制度整備 | ・条例制定 | ・制度の理解 ・住民間での意識向上 | ・海上輸送運賃設定 ・仮置き場を設置 | — |

効果

- ・この取組みを機会に、使用済自動車の処理について住民が理解を向上させた結果、新たな放置・投棄を生まない環境を作ることができた
- ・島内で発生する使用済自動車は100%支援事業を活用し島外搬出されるようになった

| | 保有台数 | 申請実績 | | | 計画執行率 |
|------|------|------|-------|---------|-------|
| | | 計画台数 | 目安台数* | H19申請台数 | |
| 北大東村 | 300 | 55 | 18 | 46 | 84% |

*目安台数 = 各市町村保有台数×センター内20年度全国発生台数期待値 27,000台/全国保有台数 444,581台



副村長の話

- ・事業者のいない本村では、船会社を有する村が担当課と協力し、離島対策支援事業を実施することが最も効率的に島外搬出される運用と考える
- ・過去の経験から住民は環境に対する意識が高く、きれいな島を次世代に引き継ぐことを責務と考えている
- ・本事業をフルに活用していきたい

村担当者の話

- ・村が中心となり島外搬出を実施しており、住民にも放置車両を許さないという強い意識が定着した。結果、“放置されない環境”を整備できた
- ・倉庫利用等も将来的な環境破壊に繋がるとの懸念から、本村では殆どない
- ・使用済自動車が発生すると、直ぐに海上輸送の申し込みがある。離島対策支援事業は完全に定着したと言える